

医療従事者の需給に関する検討会 第 22 回 医師需給分科会	参考資料
平成30年9月 28 日	「中央医療対策協議会」について

中央医療対策協議会 開催要綱

1 趣旨

人口減少や高齢化等により、経済社会構造が大きく変化する中、我が国では国民の医療ニーズに応じた質が高く効率的な医療提供体制の構築が求められている。現在、医療機能面では、地域ごとに、地域医療構想の達成に向けた取組が進められているが、人材面では、医療法・医師法の改正を踏まえ、平成 30 年度以降、総合的な医師偏在対策を推進することとなる。このような中、今後、国と都道府県、関係団体等が相互に協力して、真剣に議論し、国民の求める医療改革を進めていく必要がある。

特に、全国で実効的な医療政策を講じていくに当たっては、リーダーシップを発揮して医療政策を推進できる人材を、各都道府県で養成・確保することなどが、喫緊の課題である。

以上を踏まえ、関係者が協力・連携し、必要な医療提供体制の構築に向けた調整を行うプラットフォームとして中央医療対策協議会を設置することとする。

2 議題

医療政策人材の養成・確保が喫緊の課題であることを受け、当面、次に掲げる事項を議題とする。なお、議題については、協議会における協議を経て適宜追加することができる。

- 都道府県における医療政策人材の養成・確保（人事交流等を含む）等の在り方
- 厚生労働省が都道府県の医療政策担当者等に対して行う医療政策関連研修等の在り方
- 地域の医療政策の推進を支援する研究者等の育成の在り方
- 医療政策人材の養成・確保に係る国・都道府県・研究機関・大学等の関係機関の連携の在り方

3 運営

- (1) 協議会の構成は、別添のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。
- (2) 協議会の庶務は、厚生労働省医政局において処理する。
- (3) その他、協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、協議会における協議を経て、議長が定める。

中央医療対策協議会 構成員

(敬称略)

議長	鈴木	康裕	厚生労働省医務技監
議長代理	吉田	学	厚生労働省医政局長
構成員	杉本	達治	総務省自治行政局公務員部長
	多田	健一郎	総務省大臣官房審議官(財政制度・財務担当)
	義本	博司	文部科学省高等教育局長
	樽見	英樹	厚生労働省保険局長
	釜范	敏	日本医師会常任理事
	嘉山	孝正	全国医学部長病院長会議委員長
	神野	正博	全日本病院協会副会長
	古尾谷	光男	全国知事会事務総長
オブザーバー	松田	晋哉	産業医科大学医学部 公衆衛生学教室教授
	島崎	謙治	政策研究大学院大学教授
	新村	和哉	国立保健医療科学院院長